

## 発議第10号

別紙のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を提出するものとする。

平成25年10月1日提出

発議者 三島市議会全議員

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための  
法律の制定を求める意見書（案）

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の３Ｒの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境に良いリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態である。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約８割が製品価格に内部化されていないことにある。

このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっている。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっている。

よって、国においては、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るべく、以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く要望する。

記

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１０月１日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
環 境 大 臣 様  
経 済 産 業 大 臣 様  
農 林 水 産 大 臣 様  
厚 生 労 働 大 臣 様  
財 務 大 臣 様  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全) 様